

## 桂川町農業委員会臨時総会議事録

1 開催日時 平成29年7月20日(木) 午前10時～午前11時40分

2 開催場所 桂川町役場 301会議室

3 出席者 16名

会長	藤春 郁夫	3	神崎 宏昭	7	野村 邦博	11	中嶋 團次
代理	原中 輝司	4	金田 義幸	8	林 英明	12	平塚 重義
1	都田 光義	5	山邊 俊明	9	高嶋 征敏	13	久保 正澄
2	竹本 貞男	6	古野 隆雄	10	原中 壽	14	大塚 清文

4 欠席委員 0名

5 次第目次

1 町長あいさつ

2 辞令交付

3 職員紹介

4 議事日程

日程第1 臨時議長選出

日程第2 桂川町農業委員会会長の選任について

日程第3 桂川町農業委員会職務代理者の選任について

日程第4 議案第9号 桂川町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定  
について

議案第10号 桂川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 博

係長 藤木 秀臣

書記 堀之内 友寛

事務局 定刻になりましたので、桂川町農業委員会臨時総会を開催いたします。私は農業委員会事務局長の山本と申します。本日の臨時総会の進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元の日程に従いまして、臨時総会を進めてまいります。  
はじめに、井上町長があいさつを申し上げます。

町 長 【あいさつ】

事務局 只今から、辞令交付を執り行わせていただきます。  
辞令交付につきましては、順次、名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

町 長 【辞令交付】

事務局 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

【自己紹介】

町長は、次の公務が入っておられますので、ここで退席させていただきます。

【町長退席】

事務局以外もここで退席させていただきます。

【退席】

続きまして日程の方に入ります。日程第1、臨時議長の選出についてです。本日は改選後初めての総会でございます。会長及び職務代理者が未定ですので、会長が決定しますまでの間、臨時議長に議事進行をお願いいたします。どなたか立候補される方はおられませんか。

林 議員 事務局に一任します。

事務局 ありがとうございます。それでは、議会の例に倣いまして年長者の山邊俊明委員に臨時議長をお願いしたいと思います。

山邊委員、議長席へお願いします。

山邊委員 ただいまご紹介いただきました山邊でございます。なにぶん今日の場合は私が一番年長者ということで臨時議長をというご相談がありまして、快く引き受けた次第でございます。臨時議長という大役を引き受けました以上、皆様方の

ご協力を得まして無事に終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の臨時総会は出席委員12人であり、定員に達しておりますので成立しています。

日程第2、桂川町農業委員会会長の選任についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 本町農業委員会委員の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、会長の選任は農業委員会委員の互選によることとなっています。選任の方法につきましては、近隣の嘉麻市、飯塚市の例によりますと、推薦委員会を設けましての推薦または、選挙の方法をとっていますが、当委員会の慣例では立候補によりまして、委員の皆様の承認をもって決定としています。

臨時議長 どなたか、皆さん会長を私がやってみましょうという人はおられませんか。

竹本委員 議長、いいですか。前回は推薦による会長推薦で行われましたので、今回も推薦の方法をとっていただければ幸いですと思うんですけど。

臨時議長 私は前のいきさつはわからないけれど、賛成と反対といろいろあると思いますけど、竹本委員が提案しましたように、どんな風にいたしますかね。

会場 **【推薦でよしの声】**

竹本委員 議長よろしいでしょうか。私の方から推薦したい方がおられるんですけど。発言してもよろしいでしょうか。

臨時議長 はいどうぞ。

竹本委員 会長に前回は会長をされました藤春郁夫君、副会長に前回はされた。

事務局 会長の推薦を今は行っておりますので、職務代理者は次をお願いします。

竹本委員 二つ決めてた方が早いかなと思って。それでは会長をお願いします。

臨時議長 今のところ、推薦は1名ですね。他に誰かやってみようという希望者がおられましたら、立候補をお願いいたします。

金田委員 いいですか。選任されて出てきた農業委員というのはどういうふうな選抜でここに座っているんですかね。地域からの方と、認定農業者と、

臨時議長 それは先に説明しないとイケなかったね。認定農業者と地域からのと。だいたい事務局はそういう説明をしないとイケないよ。

事務局 選出方法につきましては、会長の選任がおわりましたら再度質問していただけないでしょうか。

金田委員 私が言いたいのは、どういう選出方法かで私達みたいに認定農家が出た人間と地域選任で出てきた人と、どういうわけが入ってきたかによっていろいろあるんじゃないかと思うんですよ。会長になられる方が認定農家は逆にいったら交代交代でいつも来ないとイケないような状態になったんだから、地域から選考で上がってきた方が優先して会長になるという方法もあるんじゃないかと思って私は質問したんですが。

事務局 法律の基準によりまして、まず認定農業者が過半数占めなければならないという規定がございます。次に利害関係のない人。農業者でない人を1人必ず含めなければならないという規定がございます。その他につきましては、特に農業委員会の所掌事務が有効にこなせるような方の中から選んでいる次第なんです。今言われたように、地域推薦ということですが、ほとんどの方が地域推薦で出てこられております。地域推薦をもらわれていない方といいますと、この中で言いましたら林委員が利害関係のない者という事で、選出されております。そして金田さんが認定農業者で手をあげられて選出されております。他の方は全員地域の推薦をもって選出されております。その中から特に優先順位で認定農業者、利害関係のない者、そして地域の農業委員会の所掌事務が適切にこなせるように、有効にこなせるような配置ということで現在の農業委員さん達を選出してしております。

金田委員 私は逆に今いったように、認定農家から出てきた人間はやめたほうがいいと思うんですね。会長の職からは外したほうが。地域から来られた方々が外のメ

ンバーですからその中から選んだ方が適切じゃないかと思うんですが。

事務局 推薦されてます藤春委員も地元の推薦もあって、かつ認定農業者という事で選出されております。

金田委員 わかりました。

臨時議長 他にまた意見がありましたら、もれなく言ってください。  
今、藤春委員が推薦を受けましたがどうでしょうか。

金田委員 それは承認するかしらないかという事ですか。  
承認します。

臨時議長 よろしければ、拍手でご承認をお願いします。

【会場から拍手】

臨時議長 それでは、私は議長を退任いたしまして会長さんに座をゆずりたいと思います。  
よろしく願いいたします。そこで、挨拶をお願いします。

会 長 【就任あいさつ】

臨時議長 これで私の臨時議長を降壇させていただきます。どうもありがとうございます。  
しました。

事務局 臨時議長ありがとうございました。それでは藤春会長、議長席に登壇をお願いします。  
以降、議事進行につきましては、桂川町農業委員会会議規則第4条の規定により会長にお願いいたします。

会 長 それでは議事を進めさせていただきます。日程第3、桂川町農業委員会会長職務代理者の選任についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 本町農業委員会委員の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、職務代理者の選任は農業委員会委員の互選によることとなっております。  
選任の方法につきましては、先ほどと同じように立候補によりまし

て委員の皆様の承認をもって決定としています。

会 長 只今事務局より説明がありました。委員の互選という事ですが、まず立候補を受付けたいと思います。なお、立候補者が多数となった場合は、選挙で決定したいと思います。このことについてご異議ありませんか。

会 場 【異議なしの声】

会 長 どなたか立候補は。なければ推薦でも。

竹本委員 いいですか。前回もされました原中輝司さんを指名したいと思いますけど、受けていただけますでしょうか。

林 委 員 指名じゃなくて推薦ですよ。

会 長 今、竹本委員から原中輝司委員を推薦となりましたが、皆さんいかがでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

会 長 よろしいですか。それでは職務代理者に原中輝司さんということで、みなさんの拍手をもって承認をお願いします。

会 場 【拍手】

会 長 それでは原中委員が職務代理者に決定しました。一言就任あいさつをお願いします。

原中委員 【就任あいさつ】

会 長 ではこちらによろしいですか。  
ここで、議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

会 場 【異議なしの声】

議事録署名委員に神崎委員と高嶋委員にお願いいたします。

続きまして日程第4、議案第9号桂川町農業委員会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【桂川町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について】説明

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから質疑はありませんか。

簡単にいいますと今まで農業委員を招集という形でありましたけど、今後は推進員も招集ということで、推進委員を新たに入れたいと、簡単に言えばそういうことになります。何かこの件についてご質問はありませんか。なんでもいいですよ。わからない事があれば聞いて下さい。わからないままになってしまいますから。

都田委員 初めてなのでよくわからないんですけど、農業委員会規則というのを元々わからないものですから。具体的に手元にないものですから、規則があれば加えている所もわかると思うんですよね。非常に申し訳ないんですが、できれば規則あたりをつけていただければ助かりますが。

事務局 都田委員からのご指摘ですけれども、現在用意しておりませんので、次回の総会時には配布させていただきたいと思います。

都田委員 よろしくをお願いします。

会長 それでよろしいですかね。

野村委員 単純に言えば農業委員会会議の中に今までは農業委員だけだったけれど、推進委員も加えますよということですよ。

事務局 はいそうです。

野村委員 だから案内も推進委員も一緒に通知を出しますよということですよ。

会長 今まで規則の文言の中に推進委員というのがありませんでしたので、推進委

員を新たに追加という形にしています。他にはありませんか。

林 委 員 推進委員は会議には出られるんですよね。

会 長 そうです。

林 委 員 出てもいいけど、出なくてもいいわけですよね。

事 務 局 強制ではございません。ですが、運用上推進委員と農業委員とが連携して取組を行いなさいとなっておりますので、できる限り出席をお願いしたいと思います。

野村委員 推進委員は議決権がないでしょ。会議に出てきても議決権がないと。

会 長 これは最初からこういうことになった時から、県とか国に議決権がないのに、会議に出ないといけないのかという話もありましたけど、結局推進員は実務を担当していただくような形が中心になると思うんです。

金田委員 4人というのはどういう判断で決めているんですか。

事 務 局 100haあたり1人という基準がございます。本町は470haほど農業委員会の台帳上受益農地がございます。できる限り農業委員を多くということで、通常でしたら5人上限とすることができるのですが元々の定数16を基準にしまして、農業委員を1人でも多くということで、推進委員を4人、農業委員12名ということで条例を制定しております。

林 委 員 飯塚、嘉麻あたりは耕作面積が多いから推進委員の数がすごく多いんですよね。参考までに人数を教えてください。

事 務 局 若干前後するかもしれませんが、飯塚市で推進委員が30人、嘉麻市で20人だったと思います。

会 長 大体飯塚市が3,100haかそれ前後ぐらいあるんですよね。目いっぱいとっても。嘉麻市も農業委員の数を減らして推進員の数を目いっぱいとってもとい



うような状況です。

金田さん、今の説明でよろしいですか。

金田委員 良くわかりました。

竹本委員 推進委員は発言権は認められるけど、議決権がないんですか。自分で発言したことに決定権がないわけですね。

会 長 議決権がないんですけど、意見としてはいろいろ出てくるとは思いますけど、そういった部分を加味しながら委員会を進めていきたいとします。  
他はよろしいですか。

野村委員 それは桂川独自のスタイルですか。

会 長 どれがですか。

野村委員 推進委員が入ってやるというのは。嘉麻市の話を知ったら農業委員15名に推進委員20名。35名で会議をするんですかね。

事務局 嘉麻市も飯塚市もこれから本町で行おうとしてますように、推進委員を合わせて周知を行っております。ただし、来られる来られないというのは強制されていないんですけども、本町の場合はご存知かと思えますけれども元々16の地域がございまして、空白地域がないように農業委員会業務が有効に機能するような形で選任をおこなっておりますので、推進員さんがおられる転用関係ですとか、そこしかわからない地域の事情等もございまして、出席していただいて、地域の実情とかを訴えていただきたいと思っています。

会 長 他にはありませんか。それでは採決いたします。議案第9号、桂川町農業委員会会議規則の一部改正について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 **【挙手】**

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定しました。日程5、議案第10号桂川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱

についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

【桂川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について説明】

推進委員につきましては、本町の条例により定数は4人と定めております。農業委員さんと同じく公募によりまして定数どおりの4人の公募を受付けております。ここで推進委員の主な所掌業務について説明させていただきます。推進委員とは地区内の農地利用の最適化の推進業務として遊休農地の発生防止や解消、農地利用の集積や集約化を推進する現場において活動を行う委員として新設されています。会議の場においては、先ほどから出ております、自由に発言、提案することができますが、議決権は有しておりません。今後の取組につきましては、農業委員と推進委員が連携した取組が求められております。また、地域農業の実情は地域の方が一番精通しているものと考えられますので、本町農業委員会業務が有効に機能できるよう推進委員の4人の方のみが農地利用の最適化の推進業務を行うものではなく、農業委員の皆様も出身区域のこの業務については今までどおり行っていただくことで、農業委員と推進委員の連携が行われるものと考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように、ご注意願います。みなさんから質疑はありますか。

神崎委員

すみません、委嘱についてではないんですけども、この東地区、西地区、南地区、北地区の区分けが分からないので、教えていただけないかと思いで。

事務局

東地区につきましては土師4、土師5、土師6、土師7、吉隈2地域を東地区に指定しております。西地区につきましては、九郎丸、俗にいいます土師西田地区、土居1、土居2地域でございます。南地区につきましては、内山田、土師1地域としております。北地区につきましては、瀬戸、寿命、中屋、豆田、吉隈1、吉隈3地域でございます。

神崎委員

わかりました。

林委員

今の区域割を今度の委員会の時に紙に書いて渡してくれませんか。

事務局

わかりました。

会 長 この地区割も受益面積を半年ぐらい前に、大体4つの地区に分けて、大体100haになるように、若干多い所もあるんですけど、そういうふうに4つの地区に分けております。他にはありませんか。なければ採決いたします。議案第10号、桂川町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 【挙手】

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定しました。農地利用最適化推進委員が決まりましたので、ここで暫時休憩とします。再開後に辞令交付を行いますのでよろしくをお願いします。11時に再開しますので、それまでに着席をお願いします。

【休憩】

会 長 只今より、臨時総会を再開します。追加議事が提出されていますので、追加議事について進行させていただきます。先ほど、農地利用最適化推進委員が決まりましたので、入場していただきます。

【推進委員 入場 着席】

事 務 局 只今から、辞令交付を執り行います。辞令交付につきましては、順次、名前をお呼びしますのでその場でご起立をお願いします。

会 長 【辞令交付】  
続きまして事務局の紹介をお願いします。

【事務局紹介】  
続きまして、初めての方がいらっしゃると思いますので、自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】  
続いて桂川町農業委員の議席の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議席の決定につきましては、農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、くじで決定させていただきます。くじの手順につきましては、先にくじを引く順番を決めるくじをまず最初に行います。それから席順のくじをひくというこ

とでございます。まず初めに農業委員さんの議席を先に決定させていただきまして、次に推進委員さんの議席を決定したいと考えております。事務局が今からくじを持って山邊委員の方から席順にくじを引いていただきたいと思いますと考えております。その後本番のくじを前の方にお越しただいて、そこが議席となります。推進委員におかれましては、平塚委員から順番に事務局の方からくじを持ってまいりますので引いていただきたいと思いますと考えております。議席の配置図は添付しております追加資料の1ページ、参考資料としてつけさせていただきます。こちらをご参照ください。以上でございます。

金田委員　　すみません。議席とかくじで決めるほど重要な事ですか。決めておけばいいんじゃないですか、事務局で。面倒くさい話じゃないですか。

会　　長　　慣例でずっとやっていますので。

金田委員　　慣例だけじゃないんでしょう。やる意味あるんですか。

事 務 局　　慣例ではなく規則できまっております。毎回こういう形でやらせていただいています。

会　　長　　早速しましょう。

【くじ引き】

事 務 局　　【決定した席番を読み上げ】

会　　長　　只今事務局が読み上げたとおり、各委員の議席番号が決定しました。次回の総会時から議席番号により着席をしてください。続きまして協議事項に移ります。桂川町地域農業再生協議会会員、桂川町農業振興地域整備促進協議会委員等の委員の選任についてです。事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　それでは別紙の桂川町農業委員役員および委員等の表をご覧ください。こちらの空白になっている部分につきまして、選任を求めるものでございます。上から順番に言ってまいります。地域水田農業推進協議会に付きましての主な業務につきましては、転作の配分調整と減反達成のための協議を行います。なお、開催につきましては年2回を予定しております。委員につきましては、他の方では農事連絡長の代表者、共済組合、農協、認定農業者の方などで重複選出の委

員の方もおられますので、23人以内ということになっております。こちらの委員におかれましては、4人の方を選任していただきますが、会長、副会長におかれましては充て職となっておりますので、お2人の方の選任をお願いしたいと思います。尚、農業委員1名、推進委員1名ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、桂川町農業振興地域整備促進協議会委員についてです。農地には農業振興を図ることが必要な地域として法律に基づき指定をしています。特に農地を保護していく必要がある農地として青地、それ以外の農地を白地といいます。この協議会では、青地農地を開発する際や白地農地を青地に編入する等、妥当であるかを検討する協議会になっております。こちらにつきましても開催は、年2回を予定しております。委員につきましては当委員会より5人で、会長、副会長は充て職となっておりますので、3人の委員の選任をお願いしたいと思います。尚、農業委員2人、推進委員1人ということで選任をお願いします。

続きまして、農業経営改善計画認定審査会委員についてですが、こちらは認定農業者及び新規認定就農者の認定について、審査を行う委員会です。こちらも開催は年2回を予定しております。委員につきましては当委員会から3人、農業委員2人、推進委員1人の選任をお願いしたいと考えております。ちなみに他の委員さんにつきましては、農協、農業改良普及センターが委員になっております。

続きまして、農業者年金加入推進部長につきましては、農業者年金制度の周知、普及、加入促進についての業務を行っていただくこととなっております。こちらにつきましては、1名の選任をお願いいたします。

長くなりましたが、説明以上でございます。

会 長      ありがとうございます。この委員につきまして、私の方から指名させていただいてよろしいですか。

会 場      【異議なしの声】

会 長      地域農業再生協議会委員について、高嶋委員、中嶋推進委員、農業振興地域整備促進協議会委員に、林委員、原中壽委員、大塚推進委員、農業経営改善計画認定審査会委員に竹本委員、神崎委員、久保推進委員をお願いしたいと思います。農業者年金加入推進部長については、私がさせていただきたいと思っております。これでよろしいですか。

会 場      【はいの声】

会 長 | 続きますして、報告事項について事務局より説明をお願いします。

- 事 務 局
- ・平成29年度活動計画
  - ・転用及び利用権設定申出書の署名委員について
  - ・配布物品
  - ・委員報酬について
  - ・農業新聞について
  - ・桂川町農業委員互助会規約（案）について
  - ・互助会について
  - ・証明写真撮影について

会 長 | これで臨時総会を閉会させていただきます。次回の農業委員会は8月4日金曜日に行います。おつかれさまでした。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_